

湯沢文化会館機能向上事業計画
指名型サウンディング調査実施要領

令和4年4月1日
湯沢市教育委員会

1. 目的

現在、湯沢市では、湯沢文化会館の老朽化に加え、新たなニーズに応えることができる建物・設備の改修や施設を有効活用するための事業展開、管理運営手法見直し等の検討を進めております。

本調査は、昨年8月に実施した指定管理者進出意向アンケート調査において、関心を示された企業（検討段階を含む）や秋田県内企業を対象に行うものです。リニューアル後の湯沢文化会館に対する関心度、湯沢市の魅力や市場性、事業アイデア、応募条件などをより具体的に伺い、公募に向けた諸条件を整理することを目的としています。

なお、本調査は、指定管理者選定における審査の採点には一切影響することはなく、民間事業者の皆様と市の間で何らかの約束を交わすものではありません。

2. 概要

(1) 対話の対象

指定管理者進出意向アンケート調査（令和3年8月～10月実施）において関心を示された企業

(2) 対話の実施日程・場所

実施期間 令和4年4月22日（金）、27日（水）、28日（木）

※1事業者45分程度（担当課計画概要説明5分、意見交換40分）

実施場所 湯沢市役所本庁舎もしくはWEB会議

※本市では、できる限り対面での参加を希望しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB会議（Teams等）での実施も可能です。

日程調整 参加いただける場合、**別紙①エントリーシート**に必要事項を記入し「(5) 問合せ先」へ電子メールでお送りください。

※対話に参加されない場合、差し支えなければ電子メールにてその理由をお聞かせ願います。また、参加されない場合でも調査票回答のみお願いする場合がございます。

提出期限 令和4年4月8日（金）

(3) 質問票の受付

提出方法 ご質問などがございましたら、**別紙②質問票**に必要事項を記入し、「(5) 問合せ先」へ電子メールでお送りください。

提出期限 令和4年4月12日（火）

※回答は令和4年4月15日（金）を予定しております。

(4) 調査票回答の事前受付

提出方法 別紙③調査票に回答を記入し、「(5) 問合せ先」へ電子メールでお送りください。

提出期限 令和4年4月21日(木)

(5) 問合せ先

湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課 湯沢文化会館(担当:照井)

〒 012-0037 秋田県湯沢市字沖鶴 103-1

TEL 0183-72-2121 / FAX 0183-72-2123

e-mail: y-bunka@city.yuzawa.lg.jp

(6) スケジュール

実施期間	実施内容
令和4年4月5日(火)	実施要領・参考資料等の送付
令和4年4月8日(金)まで	エントリーシートの受付
令和4年4月12日(火)まで	質問票の受付
令和4年4月15日(金)まで	質問回答の送付
令和4年4月21日(木)まで	調査票の受付
令和4年4月22日(金)、27日(水)、28(木)	順次対話の実施

3. 対話内容

別紙④湯沢文化会館機能向上事業計画(案)や別紙⑤湯沢文化会館概要資料、実施済の進出意向アンケート調査を踏まえ、以下の内容についてご意見をお聴きしたいと考えております。

項目	ご意見をいただきたい内容
(1)機能向上事業計画書について	<ul style="list-style-type: none">・湯沢市の市場性や魅力、課題等をふまえた、基本的な役割・ミッションについて・計画に対しどのような印象を受けるか、想定される類似施設など
(2)施設利用について	<ul style="list-style-type: none">・どのような利用が考えられるか(利用者は市民主体か、興行利用は見込めるかなど)・ホールや諸室の稼働率向上のための方策について・開館時間、休館日について・利用料金の相場について(本施設のポテンシャルや利用者ターゲット、参考にすべき施設)・利用区分や利用料金設定について(利用料金割り増しの基準、市民と市民以外の料金設定など)・減免、免除の基準について(収支の影響など)・施設利用の申し込みシステムについて
(3)事業内容について	<ul style="list-style-type: none">・自主事業の考え方、事業展開イメージについて・市が負担すべき事業費について(収支差額)・「第二次湯沢総合振興計画」との連携など、行政の施策に沿った事業の展開について(他市の事例など)

(4)組織体制について	・組織体制と人件費について (委託可能な業務や人件費抑制への提案など)
(5)応募について	・現段階の応募意向、検討状況について ・本事業の指定管理者として応募するにあたっての応募体制 (単独応募/複数企業により構成されるグループ) ・応募条件について (指定管理料、指定管理期間、利用料金制度の有無など) ・企画・制作を得意とする人材や地域コーディネーターなどの専門家確保を指定管理業務内とした場合に必要な条件、記載事項など
(6)その他	・レストランやカフェが併設された施設の運営実績 ・現改修計画案への意見など

※当日の対話は、以下の体制により実施します。

湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課 湯沢文化会館

株式会社シアターワークショップ（本業務受託者）

4. 事前配布資料

- ・別紙① エントリーシート
- ・別紙② 質問票
- ・別紙③ 調査票
- ・別紙④ 湯沢文化会館機能向上事業計画（案）
- ・別紙⑤ 湯沢文化会館概要資料
(人口、敷地情報、施設構成、事業内容、利用状況、収支状況など)

5. 留意事項

- ・対話のために特別な資料等を作成していただく必要はありません。
- ・対話への参加実績が、事業者公募する場合の応募条件となることはありません。
- ・対話への参加実績は、事業者公募場合の評価対象とはなりません。
- ・事業者ノウハウ保護のため、該当事項については公表いたしません。
- ・対話での発言は、市及び民間事業者ともに、現時点で想定しうるものとし、今後の事業進捗において拘束するものではありません。
- ・必要に応じ、追加の対話、文書での照会等を実施することがあります。
- ・対話への参加に要する費用は参加者の負担とします。
- ・参加条件
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされていないこと。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされていないこと。
 - ③ 湯沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体でないこと。